

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和7年6月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（6月5日）〕

令和7年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

## 〔議会運営委員会（6月19日）〕

令和7年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	10

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	13
議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	13
質 疑	13
採 決	14
議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	15
質 疑	15
採 決	15
議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例	15
質 疑	15
採 決	23
議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）	23
質 疑	23
採 決	24
議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	24
質 疑	24
採 決	26

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28
質 疑	28
採 決	30
議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
質 疑	31
採 決	32
議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	33
質 疑	33
採 決	33
議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	34

	質 疑 .....	34
	採 決 .....	34
議案第37号	令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） .....	34
	質 疑 .....	34
	採 決 .....	34

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年6月5日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	石井一彰	委員	二見裕子
	委員	河合弘樹	議長	文野慎治
欠席委員	委員	多和本英一		
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

### 付議審査事件

- 1) 令和7年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(大林隆昭君)皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年6月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は5名であります。なお、多和本委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(大林隆昭君)なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長(永橋広幸君)それでは、令和7年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案についてご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、行政報告でございます。

1件目の令和6年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、令和6年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逡次繰越しをしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、総合体育館大規模改修事業で、逡次繰越額1億7,556万円でございます。

2件目の令和6年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和6年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、物価高騰対応重点支援事業ほか7事業で、繰越額合計2億5,399万3,000円でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和7事業年度熊取町土地開発公社予算について報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

続きまして、予定議案についてご説明いたします。

1 件目の非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されことに伴い、非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、2 件目の非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙に係る非常勤特別職職員の報酬を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、3 件目の選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、4 件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、5 件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、6 件目の総合体育館条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度より実施する大規模改修工事に伴い、運営に係る経費が増大することから、利用料金を見直し、受益者負担の適正化を図るため、条例案を提出するものです。

次に、7 件目の工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、8 件目の熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することにつきましては、都市緑地法が一部改正されたことに伴い、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更することについて、泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものです。

次に、9 件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,775万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容につきましては、物価高騰対応重点支援給付金、校舎増築、中央小学校、西小学校に係る既存校舎等改修工事などによる経費でございます。

次に、10件目の令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加するものでございます。補正内容につきましては、職員の育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う報酬等の補正に関する経費でございます。

次に、11件目の令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万7,000円を追加するものでございます。補正内容につきましては、職員の育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う報酬等の補正に関する経費でございます。

以上で、令和7年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案について説明を終わら

せていただきます。  
委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期について議題といたします。

会期については、日程表（案）のとおり、6月11日から6月26日までの16日間といたします。

本会議の開催については、6月11日、12日、13日及び26日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を6月19日に、総務文教常任委員会を6月20日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、都市計画道路建設促進特別委員会を6月19日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については6月19日に、議員全員協議会は6月20日に開催いたします。

以上のとおり、令和7年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。なお、この順番につきましては、6月3日の正午に通告を締め切った後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第4 議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件、日程第12 議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、以上の6件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第13 議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第14 議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上の5件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和7年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和7年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

---

委員長（大林隆昭君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等一覧をご覧ください。

意見書につきましては、3件提出されております。

江川慶子議員から、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）、公益

通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）、二見裕子議員から地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）、以上3件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月19日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和7年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

（「10時13分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年6月19日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	多和本英一	委員	石井一彰
	委員	二見裕子	委員	河合弘樹
	議長	文野慎治		

欠席委員 なし

事務局 議会事務局長 木村直義 書記 阪上高寛

### 付議審査事件

- 1) 令和7年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和7年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案がございませんので、理事者の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会します。

（「13時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、先日持ち帰っていただきました意見書案3件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）補足説明を少しさせてください。

意見書なのですが、これは熊取町議会は全会一致制ですので、熊取町議会としては、この議会運営委員会での全会一致でなければ本会議に上程することができません。

昨年6月には、核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）を提出しましたが、維新から核を保有している国が核兵器禁止条約に参加していないので、現状では実効性がないような意見が出されて可決できなかった経過がございます。

それにもかかわらず、なぜ今回も提出するのかと申しますと、今年は被爆80年の年であること、また被団協のノーベル平和賞受賞後、12月議会、3月議会と、全国の大体4割を超えた自治体で条約参加を求める意見書が決議されています。

そして、今まさに世界では、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区での殺りくが続き、核兵器の使用の威嚇も続いています。ロシアのプーチン大統領は、核使用の威嚇を繰り返すだけでなく、同盟国であるベラルーシに戦術核兵器を配備し、実践使用のための演習を行っています。ガザの紛争でも、アメリカの国会議員が、ガザに広島、長崎のような爆弾を投下すべきだという発言もありました。これらの状況は、核戦争の瀬戸際と呼ばれるほど危険な状態になっています。また、核保有国のイスラエルはイランの核関連施設を攻撃するなど、核兵器の禁止

は世界の平和のために待ったなしの状態です。

日本政府は、日本原水爆被害者団体協議会が昨年12月にノーベル平和賞を受賞したにもかかわらず、締約国会議にオブザーバー参加もしませんでした。

会議では、「世界情勢が不安定化する中、核兵器のない世界へのコミットメントを強化する」、核兵器が人類にもたらす存亡の危機に対処する揺るぎない決意を再確認しました。核兵器のいかなる使用や威嚇も国連憲章を含む国際法に違反し、国際人道法に反し、許されないと明確に非難し、核兵器の廃絶は世界の安全保障と人類の生存にとって必須であると廃絶の重要性を確認いたしました。

今年の3月に行われた、ニューヨークで締約国会議がございましたが、公明党の政調副会長の平木大作参議院議員も締約国会議に参加し、ブログには核保有国の歩み寄りが重要だと、そして石破首相とも核軍縮への思いを共有したというようなブログに書かれております。

富山の立山町議会では、自民党の議員名でこの意見書が提出されております。何としても、熊取町は核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言をしております。この意見書を可決いただきますように、よろしくご検討お願いいたします。

委員長（大林隆昭君）では次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）に対して意見を述べさせていただきます。

私ども維新の会派も、最終的な核兵器廃絶を目指すべきとの考えは、先ほど江川委員と全く一緒ではあります。ただ、前回9月のオブザーバーでも反対討論させていただいたとおり、核兵器禁止条約が核兵器保有国、また抑止力に依存する国に対して実効的な効果を持つかについては依然疑問を持っております。条約が、現実の国際安全保障にどのように影響するかは慎重に見極めるべきだと考えております。主要な核兵器保有国が核兵器禁止条約に参加していないこの現状では、条約の実効性に限定的であり、核保有国との協調なしに核兵器廃絶は難しいと私どもは思っております。

私ども会派としまして、現実的な核軍縮の推進、国際協調と対話の実現、非核3原則の堅持、被爆国としてのリーダーシップを通じて最終的な核兵器の廃絶を目指すべきものとの考えの下、今回の意見書提出には賛同いたしかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）公明党といたしましては、核兵器禁止条約には未加入ではありますが、日本はやはり被爆国であるというところで、第1回の、2021年の1月22日に核禁止条約の発効以来、オブザーバー参加をまずはしていくべきだというふうにはずっと求めてまいりました。

今般も、求めてまいりましたけれども、オブザーバー参加もできませんでしたけれども、とにかくアメリカなど核兵器を持っている国、核保有国と、そして非核保有国の溝を埋めていくのは被爆国である日本でしかできないことであるということで、まずはオブザーバー参加によって、核軍縮のとか核廃絶の糸口を見つけることをしっかりとやっていかなければならないのではないかというところで、今回の意見書につきましては、核兵器条約の参加・調印・批准というところにつきましては、まずはオブザーバー参加ではないかなというふうには思っておりますので、ちょっと意見書としては賛成できかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

先ほど、オブザーバーだったら公明党は賛成できたようなお話だったんで、ちょっと一步前進かなと思いました。前回、オブザーバーの意見書だったんですが、それも意見が出されていなかったんで、そういう視点でおられるということは確認いたしました。ありがとうございます。

核兵器を持っている国と非核兵器の国のかけ橋で溝を埋めていくというようなお話だったんです

が、今のところ、それをどのようなことをされているのかというのは、何かご存じでしょうか。教えてくださいいただければ助かります。

委員長（大林隆昭君）二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、直接的には私は、ちょっと今、資料的な部分では持ち合わせてはおりませんが、まずは先ほど言ったようにオブザーバー参加することによって、やはり日本が被爆に遭ったという、被爆の実相を通しての核の非人道性の共有を図るところはしっかりと党としても訴えているべきものでありますので、まずはそこからかなというふうに思っております。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）被爆者の方が被爆されて80年ということで、人生を核兵器廃絶のために、今、本当に立ち上がっているんです。それで、今週の土曜日にも平和行進が熊取町から泉佐野市へ、そして泉佐野市から和泉市へ、近隣の話ですけど、全国で広島、長崎に向かって、今、平和行進が行われております。核兵器を廃絶のために皆さんで声を上げましょうと、なくしていきましょうということで、そういった人たちが本当に命がけで今、取り組んでいるという実態の中で、この意見書についてはぜひとも賛同してほしいと。

また、核保有国が参加していなかったら実効性がないようなことを言われたんですが、国際的にたくさんの国がこれを、条約に参加することによって、核兵器の開発、実験、製造、保有、そういった使用などの威嚇なども国際法でやはりこれはすべきではないと、核兵器は国際法上違法な兵器だという位置づけが広まります。その中で、核兵器は非人道的で不法な兵器だということが、保有国もそれを知ることになると、正当性を主張することが、自分のところだけ持つことが困難になって、それで国際的な批判や圧力にさらされるようになるということで、やはりそういう部分では全く意味がないのではなくて、それには意味があるということをお願いしたいと思います。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないようなので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）補足説明のお時間いただきありがとうございます。

この公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）を提出した後に、6月4日に衆院本会議で可決されたということで、一旦はこの意見書を取り下げようかなというようなお話もあったんです。

その可決した内容を精査してみると、今回、私どもが出している8つの項目の中の2つには該当しているけれども、ほかの部分については該当しない。例えば、1番について「通報者に対する不利益取扱いをしたことに対する行政措置の制度を設け、行政措置に従わない場合の刑事罰を設ける。さらに、不利益取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けること。」、これについては通報後の1年半以内の解雇と懲戒処分が今回の改正で対象になりました。ところが、それで全てではなくて、配置転換というのがここに含まれていないんです。先日もニュースがございましたが、和歌山で公益通報者の方と通報された方が同じフロアでお仕事をされる配置転換となったということで、その通報者の方が自殺されたというちょっと悲しい事件がございました。そういうことも考えて、やはりここも一定評価はするんですが、不十分な部分があると。

2番、3番についても、「公益通報者への解雇その他不利益な取扱いについて、事業者は、その正当性及び通報を理由としてなされたものではないことの立証責任を負うこと。」ですね。これは事業者側ですよ。3つ目は、「真実相当性の立証のための資料収集行為に対して、事業者による公益通報者への損害賠償請求を制限すること。」、こういうのも含まれていません。

4番目については、今回の対象になりました。「通報者として保護される対象として『取引先事

業者』（委託業者やフリーランス等）を含めること。」、これは削除してもいいかなと思っているところでは。

5番、「事業者の体制整備義務違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けること。」、6番は「公益通報受付窓口は事業者の外部への設置を推進すること。」、7つ目は「行政機関への通報について、以下のとおり改正をすること。」、(1)、(2)とあります。8番目には、「公益通報に報奨金制度等のインセンティブを付与する制度を導入する。」こと。こういうことなんですね。

国会で通ったのに、なぜこの意見書を出すのかということも多分思われていると思うんですが、共産党も賛成しているんですが、その部分は要望はしていて、一部分の改正であったということで、その部分は賛成していますが、まだ不足している部分については、この意見書を可決して国へ意見を述べたいと思いますので、これは取下げせずに提出しております。ぜひ、前向きにご検討お願いいたします。

委員長（大林隆昭君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、私も大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）に対して意見を述べさせていただきます。

この意見書は、やはり提出されたタイミングで、ほぼ同時期に6月4日に国会でこの改正法が可決されました。成立しました。6月中に公布され、2026年度中に施行されるとなっております。

先ほど、江川委員も述べられていましたとおり、私らのほうでも文言訂正でいけるのかなということで、改正の中身、調べさせていただきました。

この1番、不利益な取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けること、これも改正案に含まれております。

また、2番の取扱いについて、事業者がその正当性を立証責任を負うこと、4番、これは全てではないですが、保護される対象としてフリーランスを含むこと、6番、公益通報受付窓口を事業者の外部へ設置すること、これは直接的には改正案にはないんですが、通報を妨害する行為の禁止、通報しやすい環境づくりという点では同内容かなというふうに思っております。

ただ、3番、5番、7番、8番に関しては、今回、改正の中には含まれておりません。先ほど、江川委員も申し上げたとおり、そもそも今回のこの法改正に関しては、日本共産党の国会議員団の皆さんも賛成の下、成立しております。この3番、5番、7番、8番の異なる意見に対しては、本来国会でこの法案成立する前に日本共産党の政策調査委員会であったり政調委員会なんかで進言するべきではなかったのかなと、そのように私も思っております。

よって、この意見書を2026年度施行される前の、このタイミングで熊取町の町議会として提出することは、ふさわしくはないのではないかなということで、この意見書（案）提出に反対とさせていただきます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）今、石井委員のほうからも様々おっしゃっていましたが、私も、ちょっと中身見させてもらいまして、タイミングではあるのかとは思いますが、文言、やっぱりちょっと整理しないといけないような内容である意見書というのを、今、じゃ、修正したから出せるのかということところがちょっと疑問なので、やはりここは意見書としてこの場に出してくるのであるならば、きちんと国のほうに意見書として出せるものにしておいておかないと駄目だったんじゃないかなという、可決した内容とされていない内容、後々の要望になっているのかなと思うんですが、ちょっと混在している中で、修正してというところもちょっと厳しいのかなと思いましたので、この意見書につきましては見送ったほうがいいんじゃないかなというふうに判断させていただきました。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

本意見書案は、意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目の地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

では次に、意見等を承ります。ご意見等はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）この地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書、大切な中身だと認識しております。ちなみに、今、熊取町の職員はどういう立場でこの職に当たってられるのか、分かりますか。

委員長（大林隆昭君）二見委員。

委員（二見裕子君）消費者相談の相談員として、この人件費というのが含まれているのではないかなというふうに認識をしております。予算のところでも、たしか人件費として上がっていたかなとは思っております。

ちょっと先ほど、補足説明なしと言ったんですけれども、この財源、相談員の人件費にも活用できるということと、今、令和7年度で活用が終わるというふうに載っておりますが、一応人口5万人未満の市町村は令和9年度まで活用が可能というふうな措置もされております。だからといって、じゃ、どんどんと消費者相談というのが、高齢化のデジタル化によって消費者相談が、本当にニーズがたくさんある中で、それでなくてもなかなか相談員というのも、いろんな資格もお持ちの方に来ていただくというのも厳しい中で、財政もとなってきたら、やっぱりこれはしっかりと国でやっていただかないといけないものなんだなということで、今回、この意見書を出させていただいております。よろしくをお願いします。

委員長（大林隆昭君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）私も同じように感じております。

それと、相談員の位置づけですよね。正職じゃなく、会計年度任用職員で、まあ言ったら単年度の職員になっているということで、そこをちょっと確認したくて質問させてもらったんですが、ちょっと意図がうまく伝わらなかったようなので、ですので、そういう相談員も、やっぱり住民の個人情報を入力した上で温かく、難しい難問についても相談していただいているんで、会計年度任用職員という位置ではなくて、正職にすべきだなと、そういうことを含めても恒久的な財源確保が必要なのかなと思ったので、ちょっと聞かせていただきました。

それと、3つ目のところなんですけれど、「消費生活相談デジタル化に係る」というところが、今、すごくスマホでの事件だとか相談が、きっとネットの相談になっているのかなとか、対面じゃなくてね、何かその辺のことがあるのかなと想像はしているんですが、何か知っていることがあったら教えてください。

委員長（大林隆昭君）二見委員。

委員（二見裕子君）上のP I O-N E Tというところが載っていて、今後、国が進める消費生活相談のデジタル化に係るというところなんですけれども、今、このP I O-N E Tというのが国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結んで、消費者からの消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情、相談情報というのが、消費生活の相談員が情報を収集して、集めているシステムになっております。これが、約90万件ぐらい、このシステムを利用して情報として上がっている部分であります。

今後、2025年、2026年度に新しくシステムを導入していくというところで、インターネット回線を使ってというところで、このあたりは今後のどのように進めていくかというところにはなっていないのかなというところなので、あまり詳しくは、私もちょっと調べたんですけれども、載ってはおりませんでしたけれども、一応そういう、すみません、内容になっております。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本意見書(案)について意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、令和7年6月定例会閉会から令和7年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和7年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書については、6月24日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

---

(「13時57分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 令和7年6月20日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	二見 裕子	副委員 長	多和本 英一
	委員	長田 健太郎	委員	大林 隆昭
	委員	江川 慶子	委員	河合 弘樹
	議長	文野 慎治		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総合政策部 統括理事	松浪 敬一	総務部長	永橋 広幸
	総務部理事	井口 雅和	健康福祉部長	石川 節子
	健康福祉部理事	橘 和彦	健康福祉部理事	阪上 正順
	都市整備部長	白川 文昭	都市整備部理事	坂本 佳弘
	教育次 長	巖根 晃哉	教育委員会 事務局理事	三原 順
	企画財政経営 課 長	近藤 政則	企画財政経営課 参 事	竹田 陽介
	自治・防災課長	庄司 洋平	総務課 長	道端 秀明
	総務課 参事	瀬野 裕三	人事課 長	大神 輝光
	生活福祉課長	清原 洋人	保育課 長	黒川 潔
	保険年金課長	大雄 英行	まちづくり計画 課 長	都志 伸仁
	学校教育課長	岡本 栄治	生涯学習推進 課 長	大屋 真志
	図書館 長	原田 貴子		
事務局	議会事務局 長	木村 直義	書 記	阪上 高寛

### 付託審査事件

- 議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
- 議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長（二見裕子君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしく申し上げます。

この消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されるということで今回の提案なんですけれども、これは全国一律で改正されるものなのか、その辺をまず教えてください。

委員長（二見裕子君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）こちらにつきましては、国の政令の改正になりますので、全国一律の改正になります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

それと、35年以上の方を追加するというので、長年やっておられる方が増えている実態があるのかなと感じたんですけれども、今、熊取町ではそういう方がおられるのでしょうか。

委員長（二見裕子君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）現在、熊取町では、この7年4月1日時点で連続の勤務年数が一番長い方が、23年の方が一番長い方になっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

23年ということで、うまく世代交代していつているということで理解しました。35年という、かなり長いなと思ったんですが、そういう方も全国ではおられるということで、そういうことだと思うんですが、もう一点、この財源なんですか。

財源的には、基金から出るといってよろしいのでしょうか。

委員長（二見裕子君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）政令で定められている基準につきましては、基金から出るといって結構です。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）消防団員等公務災害補償等共済基金というのがあって、そこから出されるというこ

とですよ。

町からもそこへの分担金とかがあって、この共済基金というのが回っているのでしょうか。

委員長（二見裕子君） 庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君） 町のほうからも、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行例第4条の3項の規定に基づきまして、毎年、1万9,200円掛ける79名の合計151万6,800円を負担しております。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 分かりました。

毎年、1万9,200円掛ける79名、人数によって変わるんだと思うんですが、今回は151万円ほどをその基金へ積み立てていると。それを活用して、消防団員等の公務災害補償等共済基金というものの中でこの退職金も全額、町から持ち出しなく、全額支給されるということで、理解でよろしいでしょうか。

委員長（二見裕子君） 庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君） 先ほどもちょっと申し上げたんですが、政令で定められている基準の金額につきましては、そちらの基金のほうから全額出るんですが、あと、それ以外で町が加算している分というのがございますので、そちらにつきましては町の単費になっております。

以上です。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） ちょっと今、それ以外の加算部分というのが出てきたんですが、それはどこに規定、ほかの条例に記載されているということですか。

委員長（二見裕子君） 庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君） 今回、一部を改正する条例ということで、非常勤消防団員退職報償金条例がございます。その中の別表の中で加算分というのは掲載させていただいております。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 分かりました。

今回の上程の審議にはちょっと関係ないので、またこちらにも勉強させてもらいたいと思います。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君） 次に、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君） すみません、これも同じようにお伺いしたいんですけども、この7月にある選挙も絡んで提案になるのかなと思うんですが、これも全国一律で改正されるもののでしょうか。

委員長（二見裕子君） 瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君） 失礼いたします。

今回、提案理由のほうに書かせていただいておりますとおり、執行経費の基準法に定められております地方団体のほうに交付される金額の基準額が改正されたということでございます。

交付される金額の基準額が本町が定めておる金額を上回ってしまったということで、少しでもご協力いただいております区長、自治会長の方々に金額をお支払いしたいということで改正をさせていただいたという内容になってございます。

全国一律で改正をするというわけではなくて、委託金の中の算定の基準が改正されたという内容で、各市町村ばらばらの報酬が規定されているというような状況でご理解いただけたらと思います。以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

ということは、国が出している交付基準に合わせたということで、同額と理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

ちょっと気になったんです。金額的に、国が出している分やから、それに合わせたということで、まあ言うたら、3ページのところを見ましたら、投票所の投票立会人の報酬、2ページに戻って、投票立会人の金額が1日1万2,400円、それを13で終わって、それで時間計算するということであつたら時間単価953円、かなり低いんだなど。同じように、4番のところも、期日前投票の方は947円に、計算上、そうなったんです。

これが国の基準で、熊取町はもっとそれより低かったから、今回、国の基準にしますよという提案だと思うんですが、内容は理解したんですが、ちょっと低いなどは思うんですが、それについては、他自治体で、地方行政区の中で加算したりしているところとかもあるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）近隣の状況だけを見ましても、基準額よりも高い自治体もございますし、低い自治体もございます。それぞれの団体で、それぞれの状況を勘案されて設定されているものというふうに理解しております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

町はそれよりも低かったので、今回は国基準に合わせるということで理解しました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。多和本副委員長。

委員（多和本英一君）今回の条例改正ですが、メインアリーナ等での一定の値上げ等は理解しているんですが、トレーニングルームであったりプールについて、これも町として継続していく方針で考えていただいているのはありがたいなと思うんですが、改めてひまわりドームのトレーニングルームやプールの目的や意義など、教えてください。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）目的というのは、条例にも書かせていただいているかと思うんですけども、やはり住民の健康増進であったり生涯スポーツの推進、それをもって健康増進を図っていくと、そういったことが目的になっておろうかと思えます。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）今回の条例改正では、トレーニングルームとプール、それぞれ1回500円が600円に、月額だと5,000円が6,000円にということで、今まではワンコインで1日とか1回を利用できていたということです。それと、もう一つ、プールとトレーニングルームのセットになるんですかね、これが1回700円が800円に、月額7,000円が8,000円となっていますが、住民の健康増進や体力向上を目的とし、病気や介護予防、健康寿命を延ばすことにつながる、町として続けることが前提のトレーニングルームやプールですけれども、物価も高騰している中、今回の値上げは適切でしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）今回、条例の提案理由にもございますとおり、平成18年度に利用料金というのを一度改正させていただいております。その後、消費税の税率が変わったり、物価高騰、おっしゃられたとおり、なっている中で料金を据え置いているという現状がございます。

その中で、多額のコストを今年度から投入するに当たりまして、やはり住民の健康増進、体力維持という目的はございますけれども、受益者負担の観点に立ってみて適正かどうかというところで、今回、条例を提案させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）今の受益者負担ということですが、それは僕のほうも一定理解しているんですが、これトレーニングルームとプール、それぞれのパターンとセットのパターンと2種類あるんですが、これ逆に2種類必要なのかな。例えば、5,000円が6,000円に、今回、トレーニングルームとか単体の場合やと1,000円上がるのは、逆にそれは理解したとしても、それやと、

もうこれ全部一まとめに、トレーニングルーム、プールをも基本として、どちらも使えますよという形で6,000円にしたらいんじゃないかなという、私の思いはそういうふうに思います。

それと、市町村のトレーニングルームのメリットと検索をしましたら、民間ジムに比べて利用料金が安く、運動習慣が始めやすいとなっています。周辺の民間ジムの利用料金などは把握されていますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）全てを把握しているわけではございませんが、最近では24時間対応できるフィットネスジムだったり、少し立ち寄れるような、そういったところは月額としては低く抑えられているかなという印象はございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）私も、最近というか、昨日知ったんですけども、チョコザップなんかできてまして、24時間利用できて月額2,980円、税込み3,278円と、他の民間ジムも低価格のところが増えてきているというのは現実かなと思います。

ただ、運営の内容であったりとかというのは、それは様々、いろいろあるかも分からないので、この3,000円がどうなのかということが全てではないのかなと思うんですけども、実際、現在利用されている数、例えばトレーニングルーム、プール、プールとトレーニングルームみたいな数が分かれば教えてほしいんですけども。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）昨年度で申し上げますと、プールが4万6,900人余り、トレーニング室は、こちら両方延べになりますけれども、2万4,500人という状況になっております。すみません、ちょっとセットで使われた方は、同日で利用された方、1回券という当日だけの方というのは令和6年度で282件というふうになっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）ちょっと、これ年間の数字ということで、実際この月額で利用している人の数というか、分かりますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）月額の共通利用ということでよろしいでしょうか。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）トレーニングルームと、プールと、プールとトレーニングルームと、それぞれ月額で利用されている方、分かりますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）まず、プールの月額の方が1,236名、トレーニング室の月額の方が1,581名です。すみません、723発券ということになっております。同日利用のセットの定期を発券した枚数というのは9枚というふうになっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）僕が思っていたよりは多いなという印象なんですけれども、この人数というか、例えば月額の利用というか、月額券を買われている方の人数というのは、年々増えてきているのか減ってきているのか、分かりますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません、データがちょっと5年と6年度しか持ち合わせておりませんので、昨年度とその前の状況でお話しさせていただきますと、プールについては約50名ほど増えております。トレーニング室に関しましては75名ほど増えてございます。同日利用の方について

は、13名から9名ということで、4名減少となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）増えているということで、すごくいいことだなと思いますし、僕なんかでも、ちょっとこう、最近ちょっと体動かしたいなと思うことがあって、家も近いことから、ひまどのジムを使おうかなというふうにならざるを得ないときにこの改正が出たので、いろいろ調べたりしているんですけども、今後も熊取町としては、このトレーニングルームとかプールをやっぱり継続していこうというような気持ちというか、これ今後も続けていきたいというようなお考えでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）先ほど申し上げましたとおり、たくさんの方、住民だけでなく町外の方もご利用いただいておりますので、継続していく方向、今回、修繕もさせていただきますし、トレーニングルームの機器についても今回検討しないといけないと思っておりますので、継続していくつもりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）ありがとうございます。

これ、今も、私もちょっと質問しようと思ったんですけども、今回の改正で、民間に比べたら、ちょっと値段のほうは高く感じるんですけども、今のトレーニングルームの機械の更新などを、やっぱり値段が上がるけれども納得できるなという部分も当然必要やと思います。

さっき、2種類の分け方になっていたと思うんですけども、できたら、これ6,000円で、5,000円から6,000円というのは理解したとして、それはもう両方とも共通に、1種類にしてはどうなのかなというふうに私はちょっと思います。

今年度の運営方針の中にも、「健康・長寿」「“フレイルゼロ”のまち熊取」を目指すと言われております。個人利用とはいえ、複数人で利用する町のトレーニングルームやプールは少しでも利用しやすい金額にする必要があると思いますし、「“フレイルゼロ”のまち熊取」を目指すには、もっと多くの方に利用していただけるように考えるのがよいと思いますが、どうでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）ありがとうございます。

そういった考えがあるのも一定理解しておりますが、やはり受益者負担の観点に立ってみますと、トレーニング室、プール、それぞれでコストがかかってまいります。あと、当然そういう料金を入れますと、指定管理者、今、委託しておりますけれども、収入が減ってしまうと。そうなってしまうと、指定管理料そのものに影響が出てきますので、ご利用いただいている方に税の一定の負担もお願いすることになってまいりますので、現状それぞれの施設でご負担いただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）多和本副委員長。

委員（多和本英一君）最後ですけども、これは来年の7月1日から施行ということで、時間はまだあるので、私としては、やっぱり住民がもっと利用しやすいひまわりドーム、トレーニングというか、そこへ出ていくきっかけというか、高齢の方でも社会参加につながる場所やと思うので、当然その値上げの理由というのも一定は理解できるんですけども、私としては、もう少し料金のほうを検討していただけたらと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）この定期利用料金なんですけれども、一般が5,000円から6,000円。この上げ幅な

んですけれども、障がい者・高齢者がちょっと5割増ということで、極端に値上げがされているなと思うんですけれども、その値上げ幅が違うということについて、何か理由ありますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）値上げ幅ということでありまして、1.2倍と1.5倍ということになるんですけれども、それぞれの料金を値上げさせていただいているところで見ますと、1,000円ということになってまいります。高齢者・障がい者の方については、従来の料金よりも初めから割り引いているといいますか、低く設定しておりますので、どうしても同じ金額で上げるとそういった、上げ幅で見ますと増えているような状況になるんですけれども、こちらについてもコストが一定かかっているということでご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）分かりました。

すみません、備考のこの3なんですけれども、今回、1回というのが、以前は使用時間区分になっていましたけれども、今回から午前9時から午後9時までということで広がっているんですけれども、その後に「使用状況を考慮して、時間を制限することができる。」ということなんですけれども、これは終日利用を予定されている方に何かしら、どういう形で時間を制限するという形になるのでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）例えば、プールにつきましてですけれども、午後から水泳連盟の記録会が入っていると、そういった場合については午後から使用できませんとかいう周知を図っていくと、そういったところになります。ですので、今までは4時間、4時間、4時間というところになっていましたけれども、実情を見ますと、9時から1時で出てくださいとか、そういったことはしておりませんので、終日利用できる方については終日利用、なかなかいらっしゃらないとは思いますが、させていただいて、ただ、そういった事業が入るときには利用を制限させていただくという趣旨でございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）ありがとうございます。

これ、共通券なんですけれども、一般だけで、小・中学生と障がい者・高齢者にはその共通券の設定がありませんけれども、この理由について教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）障がい者・高齢者は共通券があるかと思いますが、なかった、すみません、失礼しました。申し訳ないです。

まず、障がい者・高齢者につきましては、すみません、先ほど多和本副委員長のご質問にもご答弁させていただいたとおり、あらかじめ一定の値引きをしているということで、共通券というのはないということでございます。

あと、小・中学生についてですが、トレーニング室そのものの利用ができませんので、共通券の設定がないというところです。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）利用できないということなんですけれども、小学生はなかなか利用というか、うまく使えなかったりするという理由は分かるんですけれども、中学生ぐらいになったら、何かトレーニングルームを利用したいという希望等なんかはありませんか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）中学生が利用させていただきたいという声というのは、すみません、直接

事務局までには届いておりません。指定管理のほうではあるのかもしれませんが、事務局のほうには届いておりませんので、利用については、今現状、ないと思っております。

一般的にですけれども、中学生までは、やはり成長期にあるということで、過度なトレーニングを強いますと成長に阻害が出るということで、一部、周辺見ますと利用させている団体もございますが、ほとんどの団体では高校生以上となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）今回、値上げの提案なんですけれども、サブアリーナにメインアリーナ、土日の金額が新たに加算されるんですよね。それで、これは3ページの備考の欄の2のところに書いてあるんですけれども、2割増しということで、今、この表に書いてある金額よりも2割増しになるという理解でよろしいですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）土日につきましては、こちらに記載のとおり、2割に相当する額を加算して得た額が利用料となります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）そして、他市の方の利用の場合はどうなりますか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こちらの備考の2につきましては、団体の利用料金ということになりますので、町内、町外問わず2割増となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。土日については2割増し、他市住民も関係なく、そのようになっているということですね。

今回、書いてあるその時間設定はそのままなんですけれども、例えば2ページにあるメインアリーナ、全部借りた場合、全日借りた場合5万400円になるんですよね。これ、3万2,400円が5万400円。それが、もし土日であったら、2割増しになるので6万480円。もうちょっとすごい金額だなと、私はそう感じています。

それで、先ほどからもおっしゃっていましたが、多額のコストを投入しているから受益者負担の観点からというところがちょっと納得できないです。ですので、反対しようと思っているんですけれども、この金額の上げ幅というのはちょっとね、ちょっとないなと思うんですけれども、それと個人使用のところでは。

先ほど、多和本委員が質問されておりましたが、使用料について、これも町外の方は2割増しということですね。ですので、トレーニングルームの定期利用料金というのも、6,000円が、ここには書いていないんですけれども、貝塚の方とか他市から来られる方は7,200円。プールとトレーニング、両方使う方は9,600円ということですね。ちょっとこれもどうなのかなと。ちょっと、金額が、受益者負担の観点だから他市の人には多めに払ってもらいましょうというようなのが見え見えなんですけれども、ちょっと賛成しかねるなと思っています。

それから、ここは意見じゃなくて質問なんですけれども、5ページの最後の6番のところ、「小・中学校の定期利用料金は、『月額』を『小・中学校管理規則』と読み替えるものとする。」という、その外す理由、それをちょっとご説明お願いします。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）通常、定期利用料金というのは発売してから1か月間有効になります。月初ではなくて、発売した日から1か月有効になるというものでございます。

ただし、夏休み期間中については、小・中学生の定期利用について、夏休みの期間中有効にできるということで規定しておいた規定ですけれども、今回、小学校のプール一般開放を中止しまして、小・中学生に対して、ひまわりドームのプールを一般開放、無料で行うということになりますので、その間、定期利用券の購入は必要ございませんので、この部分については削除させていただいたところですよ。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっと早口だったので分かっているかどうか分からないんですけども、夏休みの部分は定期利用券なくても子どもたちは無料で入れるということで、この部分は削除したという理解でいいですか。はい、分かりました。

小学校のプールは浅いんですよ、子どもたちの体に合わせて。でも、ひまわりドームのプールは深いんですよ、大人に合わせているので。子どもたちの水泳教室のときとかは、赤い台を敷いて足が届くようにされています。小学校3年生までは、1年生、2年生、3年生までは、たしか18歳以上の大人同伴でないと入れないことになっているんですが、その辺はどのようにお考えですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）この間、プールの一般開放をさせていただいた間、6レーンございますが、全てを開放するわけではなく、委員おっしゃられたとおり、赤台を設置して、プールの底面をかさ上げしております。

ひまわりドームにつきましても、小学校3年生未満のお子様が入れるときは、保護者の方同伴でないと入れませんということになっておりますので、おっしゃったとおり、小学校3年以下については、子どもだけでは入れないということになっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）その辺は周知徹底してほしいなと思います。大人の方が付き添わなければいけない年代、年齢があるということと、この赤台ですね。コースがありますでしょう。1コースだけ赤台にしても、潜ったときに隣のところに行ってしまうとか、結構事故があるんです。赤台の下に子どもが沈んでいたという事故があるんです。そういうことも含めて、やっぱりとても怖いなと。

子ども用のプールじゃない、大人用のプールに子どもを入れるという危険性というのは、やはりあるので、その辺ちょっと気をつけてもらうことと、その周知、そこを徹底してもらいたいなというのはあります。事故がないようにと思いますので。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）広報でも周知させていただいておりますし、現状のひまわりドームの運用としても、小学3年生未満の方については、お1人というか、子どもだけでは入れないということになっております。

このプールの一般開放を実施している期間につきましても、監視員のほうも増員して対応させていただきますので、安全に十分考慮しながら事業を実施したいと思っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）次の議案で出てくるんですが、多額の改装費がかかるので受益者負担が発生しますというのは致し方ないかなというふうに思います。

価格については、そのとき決めていただいたらいいなというふうに思っているんですが、この周知のためにこのタイミングで出しているのか、まだもう少し先でもよかったんじゃないかなという思いはあるんですが、そのあたりはどうなんですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）このタイミングで条例提案させていただきますのは、当然コストがか

かってくる周知の期間を取らないといけないということもございますが、今年度、令和8年度から12年度までの指定管理者の選定を予定しております。その指定管理料の算定に当たりましては、使用料の改定というのは当然議決をいただいてからでないといけませんので、このタイミングでご提案させていただいたというところです。

以上です。

委員長（二見裕子君）大林委員。

委員（大林隆昭君）次の指定管理料に反映させるためというのは分かりました。

では、次の指定管理料については、少し上がるのか何なのかというところが出てきた中で、改修してきれいな設備になったので上がりますというのは、当然、値段が上がったので、改修したのできれいになりましたというのは当然やとして、価格に見合ったサービスを提供してくれる指定管理業者を選定していただきたいなというのはお願いをしておきたいなと思うんですが、当然、今、指定管理入っておられる業者も含めの選定になると思うんですが、そのあたり、何かこう指定管理の募集をかけるときに、こういうサービスをしていただきたいとか、改修後の例えば一番最初のセレモニー的なものにはこういうものをやっていただきたいとか、自主事業としてこういうふうなことをやっていただきたいというのは、今のところは何か考えはありますか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）やはり、集客見込めるイベントなどを検討していただきたいとは思っておりますが、まだ選定委員会のほうも開催しておりません。募集要項のほうも最終固まったものではございませんので、それがどういった提案をいただけるかというのが、指定管理者、応募される側の腕の見せどころだと思っておりますので、そういったことも含めて選定委員の方にご選定いただければと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）大林委員。

委員（大林隆昭君）指定管理にお願いしてしまえば、なかなか熊取町から一々口を出しづらくなってしまっているので、そのあたりはしっかり募集の要項に入れていただいて、やっぱり上がると町民の方からは一定の反応はあると思うので、そのあたりについては、しっかりとご案内、周知していただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）ちょっと確認なんですけれども、これまでも、先日も行われたと思います、青年団のバレーボール大会とか、そういった団体の、先ほど町内団体でも利用は、土日等は2割増の額を加算するとあったんですが、減免している団体って今あると思うんですが、それも引き続きそれは行うということでもいいんですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）規則で定めておりまして、そちらのほうの見直しは予定しておりませんので、減免規定については引き続きの運用で行います。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）失礼します。

先ほど来から料金の値上げに関していろいろご質問いただいております。ありがとうございます。

この料金の値上げに関しては、先ほど大屋からも説明させていただいたとおり、受益者負担の適正化という側面がございます。値上げをすると、当然住民の皆様も賛成する方ってなかなか少ないと思っております。

この料金設定するに当たりましては、もちろんコスト計算というのをしております。これまでの施設整備、それからこれから行う大規模改修、それとランニングコストも含めてでございます。一定目安として持っておりますのは、例えばメインアリーナでありましたら、コストとして受益者

として負担する金額としては9,000円というのを持っております。2時間当たり9,000円です、全面利用に対してです。それに対して、どういう価格設定をするのが適正かというところを計算しております。

それともう一つは、他市町の状況、これもしっかり見ないといけないというふうに思っております。他市町と比べて、極端に高かったり低かったりしますと、それは市民、住民が別の市とか町とかに移ってしまうというところもありますので、そのあたりは十分に見ております。

その上で、利用される方の声、これは当然、高くなるということに対してはなかなかご賛同いただけない部分はあると思いますが、利用されない方、この方々については、例えば安くし過ぎると、そこに例えば税の投入をしないとバランスが取れなくなるという観点で住民のほうは見られるというところも一方であります。

こういったところを含めてこの価格設定をさせていただいているということについて、議員皆様のご理解のほうをいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一部、議事の進行を副委員長にお願いいたします。

副委員長（多和本英一君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。二見委員長。

委員（二見裕子君）すみません、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、個人で利用する場合の障がい者・高齢者の金額のところは3ページに載っているんですが、これ他市、本町のほかから利用される方は2割ですか、加算をしてということになっているんですが、障がい者の方も、他市からという方は、やっぱり同じように2割加算した利用料金を支払わないといけないということでしょうか。

副委員長（多和本英一君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません、委員長おっしゃるとおりで、町外の方については2割ご負担いただくということにしております。

以上です。

副委員長（多和本英一君）二見委員長。

委員（二見裕子君）分かりました。

障害手帳を確認してというところだと思うんですけども、その障害手帳につきましては、手帳を持っておられれば、級は特に問わないということによろしいのでしょうか。

副委員長（多和本英一君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）特段、級は問いません。身体、いろいろ障がいお持ちの方いらっしゃいますけれども、その1級であるからとか2級であるからという区分はございません。

以上です。

副委員長（多和本英一君）二見委員長。

委員（二見裕子君）あと、すみません、ちょっと料金だけもう一点確認させてもらいたいんですけども、団体の利用料のところ、2ページのところで、夜間の利用の部分のところ、今回、改正で倍に、2倍になっているというところは、このあたりの理由というのは何かございますか。

副委員長（多和本英一君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）先ほど理事のほうからもご答弁させていただきましたけれども、全体のコストというものと1日利用した場合のコストというのを考えてコストのほうを設定しております。あと、周辺団体でも同様の料金が入られている団体があるということで、夜間については割増しのほうさせていただいております。

逆に、平日の日中につきましては、あまり上げ幅がないようにといたしますか、ご利用しやすい料金で設定させていただいているというところがございます。

以上です。

副委員長（多和本英一君） それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（二見裕子君） ほかに質疑はありませんね。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 3名）

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君） 次に、議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 失礼いたします。

6者でしたか、4者か、くじ引で、最低制限価格で8億3,862万9,000円という契約金額なんですが、この改修というのは急がなければいけないような事業だったのでしょうか。もう少し遅らせてもよかったのではないのかなとか、今ちょっと物価高の折、いろんなものが上がっているところなのでちょっと聞かせていただくんだけれども、そんなに急がなければいけないものだったのでしょうか、確認させてください。

委員長（二見裕子君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） 大規模改修工事となっておりますが、非構造部材の耐震改修というものが含まれております。こちらについては、むしろ耐震の実施設計はもう早くに済ませておましてこのタイミングになっておりますので、ちょっと人の命に関することですので、このタイミングで実施させていただきたいというところがございます。

以上です。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 人の命に関わる耐震工事ということをおっしゃったので、そういうことなのかなと思うんですが、これについては、財源内訳、分かる範囲で教えてください。

委員長（二見裕子君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） こちらのほうにつきましては、国の国土交通省の交付金になります、補助金になりますけれども、都市構造再編集中支援事業交付金というものを活用します。公民館、ホール整備したときと同じ交付金を活用いたします。その補助裏につきましても、地方債を充当するというものになってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君） 江川委員。

委員（江川慶子君） ありがとうございます。

大体の金額というか、分かりますか。

委員長（二見裕子君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）事業費に対しまして10分の4.5が交付されるものでございます。あと、その残った分の90%について地方債を充当すると、そういった事業になっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）10分の4が、え。もう一度言ってもらえますか。

それから、町の財源がどのぐらいなのか、その独自財源がね。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）3月議会のほうで継続費の設定させていただいておりますので、その調書に基づいて読み上げさせていただきます。

継続費設定しておりますのが、これ予算ベースですけれども、9億4,041万8,000円に対しまして10分の4.5の交付金ということで、4億2,318万6,000円が交付されるものでございます。あと、それに対する地方債が4億6,540万円、残りが一般財源ということになりますので、5,183万2,000円、5,000万円強が予算上の一般財源ということになってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）丁寧に答えていただいております。

この内容なんですけれども、主に屋根と外壁、あとプールの底ですね、そういったところと、あとトイレなんですよね。トイレ、本当に和式ばかりなので、洋式に早く変えてほしいなというのはすごく感じていました。何か新しく思っているんですね、まだ、ひまわりドームは、私としては、なのに、トイレだけはちょっと和式のままなので、ここはもうとても助かる人が、ありがたいなというふうに私も思っているんですけれども、あと、それ以外のシャワールームとか、そういうところは今回の改修では関係ないんでしょうか。そういうことですね、これで見ると。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）プールの内装、内装というか槽の塗り替えなどはこちらに入っておりますけれども、シャワールームそのものをどうかするというところでは、今回の工事では入っておりません。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。河合委員。

委員（河合弘樹君）予算書の11ページの学童保育運営事業で、これ委託料1,686万円と書いているんですけれども、この下に校舎増築（中央小・西小）に係る既存学童保育施設改修工事とあるんですが、これは今ある学童を改修することなの。この下の、附属資料の、はい。その下の小学校施設整備事業でも同じことを書いているんですが、これは校舎増築（中央小・西小）に係る既存校舎等

改修工事、これは分かるんですが、この上の学童保育の施設改修工事というのについて、ちょっと説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

中央学童保育所、それから西学童保育所のうち、学校施設内に建設されている建物につきましては、建築当時、学童保育所として建築確認を取得して、各建築確認を受けているところなんですけれども、今回、中央小学校、西小学校のプレハブ校舎増築に係る建築確認を取るために、学校施設の一部というような形で、今回、確認を受けることとなってございます。学校施設の一部として確認を受けるということになりますと、ちょっと基準が変わってまいりますので、それに合わせて、学校施設の一部として認められるための基準に適合させるための改修ということになってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）物価高騰対策対応重点支援給付金のところでお伺いします。

物価高騰対応の重点支援給付金ということで、定額減税補足給付金と、昨年度、定額給付を受けた方以外の方の給付対応だったように認識しているので、その辺ちょっと、もう少しご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）令和6年度には、住民税1万円と所得税のほう3万円の定額減税ございました。定額減税し切れない方、要は1万円と3万円の税金を引き切れない方に対して、当初調整給付金という形で給付しております。

今回の不足額給付につきましては、その当初調整給付金もしくは定額減税を受けられた方で、住民税はもう確定した金額だったんですが、所得税は見込みということで給付のほうさせていただきました。したがって、所得が想定よりも低かった方につきましては、その分が不足しますので、今回、不足額給付として給付します。

あと、当初調整給付のほうで給付の対象外になられた方、具体的に言いますと、事業専従者の方であるとか合計所得の金額が48万円超の方、この方につきましては、これまで非課税とか均等割非課税、低所得者の給付金の恩恵もなく、定額減税の恩恵もなかった方につきましては、今回、不足額給付の中で給付するということになっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。2つの理由があるということなんですよ。

全額国から出てくるので、事務費も含めて全て国の分なのでということなんですけれども、対象者はどのぐらいになるのでしょうか。

委員長（二見裕子君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）今現在のところ、ちょっと想定ですけども、2,000人を想定しております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。2,000人の方が対象だと。

それは、もう町のほうで把握されていて、町のほうで連絡されるとか、その手続ですね、それといつ頃なのかというのを教えてください。

委員長（二見裕子君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）基準日が6月2日ということになっておりまして、今、税のほうで対象者のほうを抽出しております。今後、作業のほうを進めまして、7月中に通知のほうをさせていただ

きまして、8月から給付のほうを開始させていただく、そういうスケジュールで考えております。  
以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「10時58分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

二見裕子

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和7年6月19日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	健康福祉部長	石川節子
	健康福祉部 統括理事	橘和彦	健康福祉部理事	阪上正順
	都市整備部長	白川文昭	企画財政経営課 課長	近藤政則
	企画財政経営課 参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	保育課長	黒川潔	保険年金課長	大雄英行
	道路公園課長	山原栄次		
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

### 付議審査事件

- 議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて  
議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

委員長（田中圭介君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（田中圭介君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯したのを確認した後に発言していただきますようお願い申し上げます。

また、本日の会議では、議案の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明ありませんか。橘健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（橘 和彦君）議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提出しております議案書に補正予算給与費明細書が添付されておりました。つきましては、補正予算給与費明細書を追加提出させていただきます。委員の皆様方の議案書の資料は、既に追加されたものに差し替わっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書の提出に当たりまして、今後このようなことのないように再発防止に努めてまいります。

申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

委員長（田中圭介君）ほかにありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（田中圭介君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（田中圭介君）初めに、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）おはようございます。

今回のこの条例改正につきましては、内閣府によります内閣府令が公布されたことに伴いましての改正というところで理解させていただいているんですが、改正内容の中で、文言についてちょっと教えていただきたいことがありますので、すみません、お願いします。

第7条の中には、連携協力を行う保育所、一番下のところに「幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。」というふうになっておまして、その第7条の第2項のところに、そういったところが、連携施設の確保が著しく困難である場合はというところで、町長が許可するというような内容があるんですけれども、その第2項の（1）のところに家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保することとあるんですが、保育内容支援連携協力者ということについてのご説明をお願いします。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

保育内容支援という言葉の内容ですけれども、こちらは集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を行うことをいうものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ということで、その連携協力者についてちょっと教えていただきたかったですけれども。

委員長（田中圭介君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、改正文の4ページ、議案書の4ページ、ご覧いただきましたら、その定義、ちょっと書かせていただいているんですけれども、改正後の第3項、「保育内容支援連携協力者とは」というところで、その中で、連携協力者となり得るのは「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力」、いわゆる保育内容支援を行うために連携協力を行える事業者として定めることができるというような形になります。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） そしたら、その小規模保育事業A型と小規模保育事業B型については、どう違うんですかね。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

A型とB型の違いですけれども、職員数につきましては同じです。職員の必要とする資格ですね。A型は保育士となります。B型は2分の1以上が保育士という形になります。その他、保育室等の面積基準等ですとか、そのあたりは同じ基準となっているところでございます。よろしくお願ひします。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そういった条件の下でAとBがあつて、そこが連携協力をしたということなんですね。分かりました。

そしたら、その下のところに、代替保育連携協力者とあるんですが、代替保育連携協力者というのはどういうことなんですか。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

代替保育と申しますのは、必要に応じて、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により、保育を提供することができない場合に、当該事業者に代わって保育を提供する者のことをいうものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたらちょっと具体的に、本町におきましては、この家庭的保育事業所というのはあるのか、また、今、代替連携事業所というのがあるのかのところをご説明お願いします。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

現在、本町におきましては該当する事業者は存在してはおりません。

以上です。

委員長（田中圭介君） ほかにありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） ただいま渡辺委員より質問があつたわけなんですけど、そもそもこの条例改正が発生しているというのは、法改正、内閣府令ですか、その法改正があつてこういう条例改正に至っているかと思うんですが、こういう法改正、条例改正が必要になってきた背景というのが分かりましたら教えていただけますか。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

すみません、今回、緩和されたことの理由というところでお答えさせていただいたらよろしいでしょうか。

まず、このような連携施設ですとか連携協力者等が必要だというのは、もともと法律ができたときに定められていたものですが、この緩和された背景といたしましては、やはり連携施設の確保が進んでいないことが、これから確保していかないといけないということで要件の緩和が図られたというところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 熊取町の場合には、こういった条例に対応する施設がないんで、余計分かりにく

いんですけれども、家庭的保育事業などを営む事業者が、連携施設を設けておく必要があるという規定がもともとあったわけなんですけれども、その連携施設を用意するというのか、また連携施設を探すということが全国的にもなかなか進んでいないということで、連携施設ではなくて支援協力者とか、あるいは代替保育連携協力者とか、そういう協力者という形でもいいですよということになったみたいなんですけれども。ちょっと素人的に考えますと、連携施設の確保が難しいのに、連携協力者を見つけることはできるのかなという気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（田中圭介君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）まず、連携施設といいますのは、幼稚園とか保育所とか認定こども園という施設の類型が限定されているというところがございます。連携協力施設については、それ以外の、先ほど申し上げました小規模保育A型、B型、また事業所内保育事業者というところでもいいよというような要件緩和がなされていると、そういうすみ分けがなされたという。より国の考えの、そこまではちょっと深いところまでは確認はできておりませんが、国としては要件を緩和するに当たって、何もなしの要件緩和ではなくて、一定の水準は保った上での要件緩和であるというような仕組みを整えるための改正であったというふうに我々は認識しております。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ということは、結局、連携施設が保育所とか認定こども園とかで見つけられなくても、小規模事業者同士でお互いに助け合うという形でもいいですよということ、そういう理解でよろしいですかね。

委員長（田中圭介君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）趣旨としては、そのように我々も認識しております。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、あともう一点だけ。

今、その家庭的保育事業者が本町にはないということだったんですが、0歳、1歳、2歳が対象になるんですかね。それがないということで、今のところ本町におきましては待機児童というのがないのかも分からないんですが、そういうところで本町として困ることはないでしょうか、この家庭的保育事業所が存在しないということにつきまして。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

現時点におきましては、町としては待機児童を発生させないように運営できているところがございます。現時点におきましては、これによって保育サービスの提供に支障が出るとか、そういったところはないところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（田中圭介君）次に、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例改正についても、先ほどの条例改正と同様の趣旨かなと思うんですが、先ほどの条例改正と共通している部分、違う部分等があれば教えていただけますか。

委員長（田中圭介君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、まず最初に申し上げますと、改正の趣旨は基本的には同じでございます。ただし、第30号に關しましての条例のまず立てつけとしまして、こちらは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が基になってございますけれども、こちらは市町村が家庭的保育事業等を実施する事業所が認可を認めてほしいと言ったときに、市町村の権限で認可をする必要がございます。そのための設備であったり運営に関する基準を定めるものの認可のための基準を定めたものとなってございまして、第31号のほうは、頭には特定教育何がしといろいろついてございますけれども、この特定といいますのが、認可ではなくて、熊取町がそもそも認可を受けた事業所を前提に、そこに子どもを入所させて預けているとか委託しているというような場合において、その事業所が熊取町として委託費なり給付費を支給するのに適正な事業者であるのかということ、改めて事前に確認をしておくという手続がございます。その確認をするための運営に関する基準を定めた条例が第31号になります。

その第31号に關しましても、頭に特定教育・保育施設と書かれておりますけれども、今回の改正は、その「及び」の下の特定地域型保育事業、こちらの部分に関する改正になってございまして、改正の趣旨に關しましては保育内容支援に係る連携協力に関する見直し、代替保育に係る連携協力に関する見直しを同様の趣旨で改正を行おうというものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ちょっと今の答えで、ちょっと教えてほしいんですが、特定地域型保育事業というのは本町にはあるんですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

ちょっと言葉として難しい言い方をしているんですけども、普通の認可保育所とか認定こども園とか、施設型給付を受ける施設のことをこういうような言い方をしているところでございまして、本町にも存在してございます。

（「地域型はあるかは言いましたか」の声あり）

保育課長（黒川 潔君）すみません、その上で、地域型保育については本町には事業所が存在しないというところでございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。本町にはこの分については存在しているので、認定こども園とかそういうところですね。

この条例は、ちゃんとこの条例の中身について満たしているかどうかというのは町が認定するところ、大きくは、第30号については、家庭的保育事業者がないからあれなんです、この第31号につきましては本町に存在する認定こども園とか保育所とか、そういった特定地域保育事業者に、こういったものについてちゃんと確認していかないといけないということになってくるのかなということが、ちょっと理解させていただいたんですが、その中でここにある連携施設の確保とか、そういったものができているということなんですか。その辺の確認とかはどうなんでしょうか。

委員長（田中圭介君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）この条例のタイトル、先ほどちょっと冒頭で申し上げたんですけども、特定教育・保育施設、教育は幼稚園、保育施設は保育所であったり認定こども園を指します。その後ろの特定地域型保育事業という部分は、用語がややこしいんですけど、地域型保育事業は事業

類型として小規模保育事業であったり、家庭的保育事業だったり、事業所内保育事業であったり、居宅訪問型保育事業という、この4つの大きな類型の事業をまとめた名称になってございます。

渡辺委員のご質問の中での、まず、町が基本的に委託なりして子どもを預かっているのは、民間では民間の教育施設だったり保育施設ということになってございまして、地域型保育事業という位置づけの小規模保育事業とか家庭的保育事業は町内に存在はしてございませぬので、認可の必要はないですけれども、そういった他市の事業所とかに子どもをお預けになられた場合は、この特定地域型保育事業の運営基準、この条例に定める基準を満たしているかどうかを確認した上で、必要な費用を請求に基づいてお支払いするというような形になります。

ですので、町内には家庭的保育事業所はございませぬので、認可をする手続とか、認可をした経過というのはこれまでもないですけれども、町内の子どもが、例えばですけれども、町外の家庭的保育事業の事業所にお預けいただいたりとかしたときに、その事業所が一定の基準を満たしているのであれば、施設型給付費であり委託料というものを町は支払う必要がございませぬ。その支払う際に、この事業所が認可は受けておりますけれども、きちんと子どもをこの条例に基づいた基準に基づいて、ちゃんと保育、人員配置もしているかとかいうところを、一定確認した上でお支払いするというのが根本的な立てつけになってございませぬ。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 町内のお子さんをお預けした場合のお話を今説明していただいたかと思うんですが、この特定地域型保育事業というのが町内にはあると、さっきおっしゃっていたかと思うんですが、そのことについてちょっと。そういった施設につきましても認可については、ここの条例にあるとおり、連携施設の確保とか、代替保育連携協力者がいるのかということを確認をさせていただきたいんですが。

委員長（田中圭介君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

ちょっと先ほどのお答えさせていただいた内容が、ちょっと不十分だったかと思ひます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業なんですけれども、この前半部分の特定教育・保育施設の部分は、熊取町内に事業所が存在するんですけれども、この後ろの「及び特定地域型保育事業」につきましても、町内に保育事業者が存在いたしておりませぬ。

今回の改正の対象となるのは、この後ろの「及び特定地域型保育事業」になりますので、今回の改正の対象になる事業者が町内には存在しないということになるものでございませぬ。よろしいでしょうか。

委員長（田中圭介君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 最初、黒川保育課長が話させてもらったときに、特定地域型保育事業はありますという話をしたところの修正をさせていただきたいんです。だから、地域型保育事業は町内にはございませぬ。家庭的保育事業の第30号にございませぬ事業所も、町内にはございませぬ。

私がちょっと余計なこと言ったかもしれませぬけれど、仮に、この事業費を支払うとすれば、町外の事業所に町内のお子さんが預けられたときに、そういった支払いに関しての事前の確認が必要になるという可能性があるということをお説明させていただいたのが、逆にややこしかったのかもしれませぬ。申し訳ございませぬ。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、一応町内にはないということで理解させていただきます。

委員長（田中圭介君） ほかに質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(田中圭介君)次に、議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君)すみません、またちょっと教えていただきたいんですが、今回、都市緑地法が改正されたことによって規約案を改正するということなんですが、2ページのところの第1条の中で(1)から(14)まである項目の中で、(7)を改正するということなんですけれども、その緑地保全地域というのはどこなのかと、そして、特別緑地保全地区内というのはどこなのか教えてください。

委員長(田中圭介君)山原道路公園課長。

道路公園課長(山原栄次君)今回、改正された緑地保全地域と特別緑地保全区域については、町内には現在のところ存在してございません。

以上です。

委員長(田中圭介君)渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君)町内にはないという、そしたらこの(7)というのは、その地域があるから(7)があるんですよね。地域がない……。

委員長(田中圭介君)山原道路公園課長。

道路公園課長(山原栄次君)今回、都市緑地法の改正というのは、熊取町に限ったものではございません。全国、都市緑地法の、当然、改正で対象になる緑地というのはございます。ただ、熊取町には存在していないということになってございます。

ただ今回は、その都市緑地法の改正に伴いまして、大阪府から権限移譲を受けてございます。対象はございませんけれども、権限移譲というのは受けてございまして、それを地域連携で泉佐野市のほうに委託してございますので、その委託の事務名称が、今回、法改正に伴いまして変更される。変更されることに伴いまして、議会の議決が必要ということで、今回上程させていただいたものでございまして、そもそも、対象の緑地というのは町内には存在してございませんが、事務の名称が変更になることによって議決が必要になったということでございます。

以上です。

委員長(田中圭介君)渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君)分かりました。府から事務移譲を受けている分のというところで、この(1)から(14)というのは、もう府から定められた内容やということですかね。だから、(7)が本町にはなくても、そのまんま(1)から(14)は項目があるということですね。分かりました。

委員長(田中圭介君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(田中圭介君)次に、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(田中圭介君)次に、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(田中圭介君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「10時32分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介